

各種健診延期のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、6月から開始予定の以下の健康診査については、受診開始を延期します。新しいスケジュールが決まり次第、市報や市ホームページなどでお知らせする予定です。ご理解・ご協力をお願い

いたします。
【延期する健康診査】 特定健康診査・後期高齢者医療健康診査・30歳から39歳までの方の健康診査・清瀬市健康診査(生活保護受給者等) 健康推進課成人保健係 ☎042-497-2076

マイナンバー通知カードの廃止について

お持ちのマイナンバー「通知カード」は、令和2年5月25日(月)に廃止となる予定です。廃止後は、住所・氏名などの記載事項の変更や交付及び再交付は行いません。なお、「通知カード」に記載された住所・氏名などが住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、廃止後でもマイナンバー

を証明する書類として使用できます。出生などの場合は、「個人番号通知書」を送付し、マイナンバーの通知を行います。市民課住民係 ☎042-497-2037

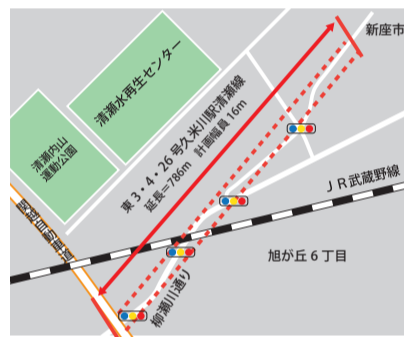


通知カードと申請書のイメージ

都市計画道路「東3・4・26号線」の事業に着手します

都市計画道路事業について、4月10日に東京都知事の事業認可を下記のとおり取得しましたのでお知らせします。なお、計画はまちづくり課で縦覧できます。
【都市計画事業の種類・名称】 東村山都市計画道路事業3・4・26号久米川駅清瀬線 **【施行者・事務所の所在地】** 清瀬市(清瀬市中里5-842) **【事業地の所在(右図参照)】** ①収用の部分=下宿三丁目、旭が丘四丁目及び旭が丘六丁目各

地内、②使用の部分=下宿三丁目及び旭が丘四丁目各地内
 まちづくり課まちづくり係 ☎042-497-2093



マスクを寄贈していただきました

4月30日、(株)小林モーター代表取締役・小林保晴様よりマスク4,000枚を寄贈していただきました。また、田村愛様(20枚)、匿名様2名(50枚・20枚)からも寄贈いただいております。品薄のなか、貴重なマスクをご寄贈いただきありがとうございます。いただいたマスクは、活用方法を検討し、有効に活用させていただきます。



小林様(左)と中澤副市長

募集 国勢調査は開始100年の節目を迎えます 国勢調査員(二次)を募集

国勢調査は、日本に住むすべての方と世帯を対象とする、国の最も重要な統計調査です。8月時点で20歳以上の健康な方(学生も可)・責任をもって調査に従事できる方・警察、選挙に直接関係のない方・暴力団もしくは暴力団員、反社会勢力と関係を有しない方・退任後も含め、調査で知り得た秘密を守る方
【活動期間】 8月24日(月)から10月下旬ごろ **【報酬】** 2調査区担当で

70,000円程度(報酬額は調査区の世帯数により増減します)
 祝日を除く月～金曜日に電話で受け付け。後日、文書法制課統計係より面接の日時を連絡します。文書法制課統計係 ☎042-497-2032
 ※窓口での受け付けはできません。



詳細はこちら



統計係案内図

きよせ あったかマスク☆プロジェクト

布マスクづくりと共に、皆さんの温かい気持ちを届けませんか？

布マスクを市民の皆さんに作っていただき、高齢者の支え合いの地域づくりを担い、地域で活躍する4人の生活支援コーディネーターが必要な方にお配りする取り組みを3月から始めています。市では社会福祉協議会と協力してこの取り組みを拡大し、3,000枚以上の布マスク製作が可能となるように材料の調達・提供を始め

ました。今後、マスクが手に入らず困っている皆さんにお届けできるよう、協力していただける方を広く募集します。活動内容など詳しくは、下記をご覧ください。
 問い合わせポランティア・市民活動センター ☎042-491-9027へ



詳しくはこちら

- ①布マスクを製作する
 ◆材料はきよせボランティア・市民活動センターの職員や生活支援コーディネーターがお届けします。
 ◆布の裁断や縫製などを協力してください。



- ②マスクを寄贈する
 ◆未使用で清潔なマスク(紙・布問わず)の寄贈をきよせボランティア・市民活動センター、社会福祉協議会、健康センター1階で受け付けています。

5月31日～6月6日は禁煙週間です!

思い切って禁煙しましょう!

世界保健機関(WHO)により、毎年5月31日を「世界禁煙デー」、厚生労働省により世界禁煙デーからの1週間を「禁煙週間」と定めています。長年たばこを吸い続けていても、禁煙するのに遅すぎることはありません。また、禁煙は病気の有無を問わず、健康改善効果が期待できますので、病気を持った方が禁煙することはとても大切なことです。禁煙すると、24時間で心臓発作のリスク低下や、比較的早期にみられる健康改善として、せきやたんなどの呼吸器症状やインフルエンザなど呼吸器感染症にかかる危険が低下すると言われています。1年後には肺機能の改善が見られ、5年後以降は肺がんの危険性も低下し始めるなど確実に健康の改善に繋がります。
 「禁煙はしたい。たばこが身体に悪いこともわかっている」このような気持ちを持っている喫煙者の方は多いものの、たばこに含まれているニコチンには依存性があり、たばこをやめたくても自分の意思だけでやめるには難しいことも事実です。そのような場合は、禁煙補助薬の力を借りたり、医療機関で禁煙治療を受けることで、より確実に禁煙に取り組むことができます。市では、禁煙相談や受動喫煙防止に関する情報発信を行っています。参考：厚生労働省「e-ヘルスネット」
 健康推進課成人保健係 ☎042-497-2076

4月1日から「東京都受動喫煙防止条例」・「改正健康増進法」が全面施行されました。2人以上の人が利用する施設は原則屋内禁煙です。決められた場所以外では喫煙できません。
飲食店の場合: 喫煙・禁煙にかかわらず、店頭で喫煙できるかできないかを表示する義務があります。
その他の施設の場合: 屋内に喫煙できる場所がある場合、施設と喫煙室の出入り口に標識を掲示する義務があります。

- ◆喫煙専用室
 喫煙のみ可能、飲食など不可
- ◆指定たばこ専用喫煙室
 加熱式たばこに限り、飲食などをしながらの喫煙が可能
- ◆喫煙可能室(店)
 従業員がいないなど、一定の基準を満たす飲食店の一部または全部。飲食などをしながらの喫煙が可能
- ◆喫煙目的室(店)
 シガーバーなどたばこの対面販売を行う飲食店の一部または全部。飲食など(主食除く)をしながらの喫煙が可能

